



京都府知事選挙

投票日 4月5日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票は3月20日(金・祝)～4月4日(土)

※期日前投票所の設置場所や開設日時は、次のページに記載しています。

投票所(共通投票所)一覧

投票日当日は、市内12か所に投票所を設置します。

向日市では、共通投票所制度を導入していますので、入場整理券(はがき)に書かれた投票所のほか、お出かけや通勤・通学の途中など、行きやすい投票所で投票できます。

※向日市の有権者に限られます。

投票所の地図の確認は
こちらから↓



投票区	投票所名	住所
1	第2向陽小学校(体育館)	物集女町南条70
2	寺戸公民館	寺戸町初田18
3	向陽小学校(多目的室)	向日町南山3
4	鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
5	上植野公民館	上植野町西小路15
6	老人福祉センター桜の径	上植野町南開66-1
7	第3向陽小学校(図工室)	森本町下森本30
8	永守重信市民会館	寺戸町中野20
9	寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
10	第4向陽小学校(体育館)	寺戸町三ノ坪20
11	第5向陽小学校(図工室)	上植野町五ノ坪1
12	西ノ岡中学校(プレイルーム)	物集女町吉田1



投票方法

①入場整理券(はがき)を持って投票所へ



はがきが未着の場合や
忘れた場合でも投票でき
ますので、投票所の係員
にお申し出ください。

期日前投票に行くときは、
裏面の宣誓書を書いて
おくと受付がスムーズ!

<注意事項>

黒色のはがきの方や、向日市から転出さ
れた方は、受付の際に住所確認(※)が必
要となるため、投票までに10~15分程
度お時間をいただきます。
お時間に余裕をもってお越しいただくよ
うお願いいたします。
(※)転出後も引き続き京都府内に住所を有する
ことが確認できれば投票できます。

②受付をして投票用紙をもらう

本人以外は
ダメ!絶対!



受付では本人確認のため、
誕生日をお聞きますの
のでご協力ください。

はがきの表面に誕生日
を記入することで、投票
所での確認に代えるこ
ともできます。

③投票用紙に記入して投票箱へ

投票用紙には、「候補者氏名」を記入してく
ださい。候補者氏名以外のことを書くと無
効になる可能性があります。

おさんが投票箱に入れ
ないように気を付けてね。
18歳になったら自分の投
票用紙を入れよう!



投票所で困ったら…

【介助が必要】

ご家族に代わって係員が介助いたします。ま
た、投票所には車椅子を備え付けております
ので、ご利用ください。

【自分で投票用紙に記入することが難しい】

係員が代筆する代理投票の制度が利用できま
す。この場合でも、投票の秘密は守られます。

【点字で投票をしたい】

点字用の投票用紙と点字器をお渡ししますの
で、お申し出ください。

とうひょう てつだ ひつよう かた

投票にお手伝いが必要な方は、このカード

か にゆうじょうせいりけん いっしょ
に書いて、入場整理券(はがき)と一緒に

とうひょうじよ かかりいん わた
投票所の係員に渡してください。



とうひょう し えん

投票支援カード

えら
あなたがしてほしいことを選んでください。

- とうひょうようし か か
- 投票用紙に代わりに書いてほしい
- こうほしゃめい よ
- 候補者名を読んでほしい
- つか
- コミュニケーションボードを使って
ほしい
- そのほか

京都府知事選挙の投票ができる方

年齢要件 18歳以上(平成20年4月6日以前に出生)の方

住所要件 令和7年12月18日以前から引き続き(3か月以上)向日市/京都府内の同一の市区町村に住所を有する方

●向日市へ転入された方

令和7年12月18日以前に向日市に転入の届出	向日市の投票所で投票できます。
令和7年12月19日以降に向日市に転入の届出	旧住所地(京都府内に限る。)の市区町村で投票できます。 京都府外から転入された方は投票できません。

ここ3か月くらいの間に向日市に引っ越して来た方には、向日市からの選挙の案内は届きません。前に住んでいた市区町村にお尋ねください。



●向日市から転出された方 (京都府内の転出に限る。)

令和7年12月18日以前に転出先の市区町村に転入の届出	新住所地の市区町村で投票できます。
令和7年12月19日以降に転出先の市区町村に転入の届出	向日市の投票所で投票できます。

不在者投票

仕事や旅行、病気等で選挙期間中、向日市以外の市町村に滞在している方は、滞在先の市町村の選挙管理委員会や病院等で不在者投票をすることができます。里帰り出産や進学等で地元を離れている方にもおすすめです。

■滞在地での不在者投票

滞在先の市町村での不在者投票を希望する方は、事前に不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入して、早め向日市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。ぴったりサービスを使った投票用紙の請求もできますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

■指定病院、老人ホームでの不在者投票

不在者投票ができる指定病院、老人ホームなどに入院(入所)中の方は、病院(施設)で投票できますので、病院長(施設長)に不在者投票の申請をしてください。不在者投票ができる病院(施設)を確認するには、直接、病院(施設)にお問い合わせください。

■郵便などによる不在者投票

次の要件に該当する方は、郵便などで不在者投票ができます。郵便等投票制度を利用するためには、あらかじめ申請手続きをして、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。詳しい手続きについては、お問い合わせください。

投票用紙の請求期限は4月1日(水)午後5時(必着)ですので、お早めにお問い合わせください。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態の区分
	要介護5

普通郵便を利用する場合、翌日配達や土日配達はされませんので、投票用紙の請求手続き等が間に合わなくなる可能性があります。早めに手続きいただくか、速達やレターパックをご利用いただくことを推奨します。